令和 5 年度税制改正要望事項 (新設·拡充·延長)

(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課)

項目	名	中小企業者等が機械等を取得 別控除(中小企業投資促進税		スは法人税額等の特	
税	目	所得税、法人税			
	適用期	限を2年間延長する。			
要	所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8				
望	法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3				
Ø					
内					
容					
			平年度の減収見込額	一 百万円	
			(制度自体の減収額)	(▲46,300百万円)	
			(改正増減収額)	(一百万円)	

(1) 政策目的 新 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる 設 重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資 を促進する。 拡 (2) 施策の必要性 充 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化 又 等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性 は が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 延 物価高・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイ ルス感染症の影響により、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を 툱 向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促 を 進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ 必 設備投資がまだ十分回復していない状況にある。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事 要 業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業 لح 者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。 す る 理 由 今 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推 基本目標Ⅱ 進すること 回 ഗ 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の 要 向上を図ること 望 施策目標5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛 生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること 租 税 7. 中小企業及び地域経済の発展 特 合 政策体系 別 における ○経済財政運営と改革の基本方針 2022 (令和4年6月7日) 理 第2章 新しい資本主義に向けた改革 政策目的の 措 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 性 位置付け 置 (1)人への投資と分配 (賃上げ・最低賃金) 1 今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウ 関 クライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃 連 上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企 業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 す このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構 る 築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値 事 の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備 に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促 項

進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組

み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。 また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策 決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるた めにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細 やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を 踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低 賃金の全国加重平均が 1000 円以上となることを目指し、引上げ に取り組む。 (3) 多極化・地域活性化の推進 (中堅・中小企業の活力向上) 地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性 向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげ ていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化 への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の 事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支 援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を 支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏ま え、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 政策の 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 達成目標 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5ポイント程度の水準を維持する。 租税特別措 令和 5 年 4 月 1 日~令和 7 年 3 月 31 日 (2 年間) 置の適用又 は延長期間 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 同上の期間 ②設備投資実施企業割合の向上 中の達成 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 目 標 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5ポイント程度の水準を維持する。 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染 症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症 の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最 近は、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは 政策目標の 言えず、また、昨今の物価高・資源高等によるコストプッシ 達成状況 ュ・インフレの影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者 等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き 支援が必要。



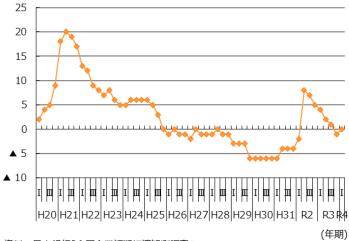
資料:日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」



資料:財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

(DI,ポイント) 生産・営業用設備DIの推移



資料:日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。

(注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備こついて「過剰」と答えた企業の割合(%)から、

「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。

	要 望 の 措 置 の 適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和5年度 49,060件 令和6年度 49,060件 ※令和2年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する 報告書」、中小企業景況調査等より推計
有 効 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能と担理の選択適用を可能と担理の選択適用を可能と担理の選択適用を可能と担理の選択の改善、償却では、のの改善を生じるのののでは、なるのでは、では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。 中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の 10%の税額控除(資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
	要望の措置 の 妥 当 性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウエア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファイナンス・リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制

		度設計がなされている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	【適用件数】 平成 30 年度: 54, 634 件 令和元年度: 53, 930 件 令和 2 年度: 49, 060 件 【減収額】 平成 30 年度: 573 億円 令和元年度: 550 億円 令和 2 年度: 463 億円
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	租税特別措置法の条項:第 42 条の6、第 68 条の 11 適用件数:特別償却 22,894 件 税額控除 26,166 件 適用額 :特別償却 1,999 億円 税額控除 163 億円 ※令和2年度の適用状況
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 令和3年度に中小企業庁が実施した委託調査を活用し、令和4
の適用実績		年 5 月に、細野薫氏、布袋正樹氏、宮川大介氏によって、中小企業向け設備投資税制の因果効果についてのディスカッションペーパーが公表*されている。
績と効果に関		 ※公表ページ 独立行政法人経済産業研究所ホームページ ノンテクニカルサマリー「中小企業向け設備投資税制の因果効果」 https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html
連する事項		同ディスカッションペーパーでは、「2014 年度に生産性向上設備に対する租税誘因として導入された税制優遇措置(中小企業投資促進税制の上乗せ措置、2017 年度に中小企業経営強化税制に改組)」について「制度利用中小企業の設備投資比率の変動を中小企業に比較的資本金規模の近い大企業(資本金 1 億円超 10 億円以下)と比較した」ところ、「制度利用開始年度を中心に設備投資比率が比較対象企業に比べて上昇していることが分かる。つまり、制度を利用した中小企業を類似企業と比較した場合には、設備投資優遇税制が設備投資を後押しした効果が
		確認」されたと示している。 このように、経営強化税制の前身制度において一定の効果が 確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法とし て、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法 の活用を検討する。
	前回要望時 の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

<u></u>	, _ ,
	②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が ±5ポイント程度の水準を維持する。
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染 症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症 の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最 近は、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは 言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不 透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等 を促すためには、引き続き支援が必要。
	平成 10 年度 「総合経済対策」(平成 10 年 4 月)に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量 8 ½以上→3.5 ½以上) 平成 12 年度 1 年間の延長(平成 13 年 5 月末までの適用期間の
	延長) 平成 13 年度 10 ヶ月の延長(平成 14 年 3 月末までの適用期間の 延長) エポ 44 年 5 年 8 年 8 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	平成 14 年度 2 年間の延長(平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ
	平成 16 年度 2年間の延長(平成 18 年3月末までの適用期間の 延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引 き上げ
	平成 18 年度 2 年間の延長(平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加)
これまでの 要 望 経 緯	平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年3月末までの適用期間の 延長)
	平成22年度2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長)
	平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月末までの適用期間の 延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は 測定機器、測定工具及び検査工具の追加)
	平成 26 年度 3年間の延長(平成 29 年3月末までの適用期間 の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除 の拡充)
	平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長 (平成31年3月末までの適用期間の延長)
	令和元年度 2年間の延長 (令和3年3月末までの適用期間の延長)
	令和3年度 2年間の延長(令和5年3月末までの適用期間の 延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定 事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合 契約等の目的である事業の用に供するものを除
	外。